## 〇 両立支援等助成金(育休中業務代替支援コース)のご案内



「両立支援等助成金」は、仕事と育児を両立しやすい職場環境整備に取り組む事業主を支援する制度です。

令和6年1月より「育休中等業務代替支援コース」を 新設し、育児休業や育児の ための短時間勤務制度が より利用しやすくなるよう、業務を代替する体制の整 備への支援を拡充しました。

事業主の皆さまへ

中小企業の事業主の皆様が周囲の労働者の方々に手当等を 支払って代替させた場合、代替する労働者を新規雇用(または 新規の派遣受入れ)した場合を対象に支給します。



育児休業や短時間勤務の利用期間中の 業務代替を支援します ~両立支援等助成金に「育休中等業務代替支援コース」を新設~ 「**両立支援等助成金」**は、仕事と育児を両立しやすい職場環境整備に取り組む 事業主を支援する制度です。2024(令和6)年1月より**「育休中等業務代替 援コース」を新設し、育児休業や育児のための短時間勤務制度**がより利用しや すくなるよう、**業務を代替する体制の整備への支援を拡充**しました。 このリーフレットの内容は、2024年1月1日以降に、育児休業(産後休業から引き続き 休業する場合は、産後休業)または育児のための短時間勤務制度の利用を開始した場合に 拡充 ①育児休業取得者の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合 代替する労働者に支給した手当の額に応じて、助成金の支給額が増額されます。 代替業務の見直し、効率化 (最大125万円) ①業務体制整備経費:5万円 (育休1か月末満の場合は2万円) ②**手当**支給総額の3/4(※1) 手当制度等を就業規則等に規定 7日以上の育児休業取得 4. 業務代替者への手当等の支給 (上限10万円/月、12か月まで) ※1 プラチナくるみん総定事業主は4/5に制増され 新設 ②短時間勤務中の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した場合 育児のための短時間勤務制度利用中の労働者の業務代替への手当支給について、新たに 助成金の対象となりました。 以下①②の合計額を支給 (最大110万円) (主な支給要件) 代替業務の見直し・効率化 (最入110万円) ①業務体制整備経費: 2万円 ②手当支給総額の3/4 (上限3万円/月、子が3歳になるまで) 2. 手当制度等を就業規則等に規定 1 か月以上の短時間勤務利用 業務代替者への**手当等の支給** 拡充 ③育児休業取得者の代替要員を新規雇用(派遣受入含む)で確保した場合 代替要員が業務を代替した期間に応じて、助成金の支給額が増額されます。 (主な支給要件) 1. 代替要員を新規雇用または 派遣で確保 代替期間に応じた額を支給(※2) 最短:7日以上14日未満 9万円 最長:6か月以上 67.5万円 2. 7日以上の育児休業取得 3. 代替要員が業務を代替 ※2 プラチナくるみん認定事業主は助成額が加算されます。 7日以上14日未満:11万円、6か月以上:82.5万円など

詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\_kosodate/ryouritsu01/index.html



(\*) 厚生労働省・都道府県労働局

□ 2024 年度の両立支援等助成金の概要

https://www.mhlw.go.jp/content/001226123.pdf



□ 両立支援等助成金のご案内(リーフレット)

https://www.mhlw.go.jp/content/001240558.pdf



□ 育児休業や短時間勤務の期間中の業務代替を支援します(リーフレット)

https://www.mhlw.go.jp/content/001218930.pdf

